

平成27年1月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ネ)第221号 全体の奉仕者背任・敬老侮若差別控訴事件

(原審・宮崎地方裁判所延岡支部平成25年(ワ)第147号)

口頭弁論終結日 平成26年12月17日

判 決

宮崎県延岡市北川町長井4940

控 訴 人 岩 崎 信

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人 国

上記代表者法務大臣 上 川 陽 子

上記指定代理人 向 原 裕 司

同 盛 武 美 智 子

同 梅 北 篤 生

同 相 川 哲 也

同 内 野 正 彦

同 守 屋 め ぐ み

同 三 宮 友 樹

同 森 谷 諭

同 小 高 久 義

同 高 関 悠

同 渡 部 祐 太

同 丸 山 和 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人の被控訴人に対する10万円及びこれに対する平成25年12月25日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払請求を棄却した部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する平成25年12月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

以下、略称については、原判決のそれに従う。

- 1 控訴人は、被控訴人に対し、
 - (1)ア 電子メールによる問合せに総務省職員が長く回答しなかったこと
 - イ 電子メールによる問合せに総務省職員が実質的な回答をしなかったこと
 - ウ 控訴人が求めた情報のデータを総務省職員が電子メールに添付して返信しなかったこと
 - エ 総務大臣が控訴人の情報開示請求につき不開示決定をしたこと
 - オ 被控訴人が現行法規の全文をインターネットで閲覧できるようにしていないこと
 - カ 被控訴人が特定の出版社の利益を保護するために上記アないしオの行為をしたこと
- (2) 被控訴人が、日本郵便株式会社、又は民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の基準を満たし、総務大臣の許可を受けた民間事業者のみが信書便の役務を行うことができるとしていること
- (3) 被控訴人が、「敬老の日」と名付けた日を国民の祝日としていることがいずれも違憲、違法であると主張して、国家賠償法1条1項又は民法709条に基づき、損害賠償金の一部である100万円及びこれに対する平成25年12月25日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めて原審に本訴を提起した。

- 2 原審が控訴人の各請求をいずれも棄却したところ、控訴人は原判決中前記第1、1の部分不服として本件控訴を提起した。
- 3 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、後記のほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の2ないし6に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

- ア 原判決3頁13行目「申し入れた(甲1, 10)」を「申請した(甲1, 9)」と改める。
- イ 原判決3頁15行目「法令」の前に「控訴人の開示請求対象文書である」を加える。
- ウ 原判決4頁4行目「につき」の次に「上記通知と同旨の理由による」を加える。
- エ 原判決4頁8行目「3日以上」の次に「, 更に25日以上も」と改める。
- オ 原判決5頁11行目と12行目の間に次を挿入し、12行目「ア」を「イ」と、18行目「イ」を「ウ」とそれぞれ改める。

「ア 控訴人は、平成24年10月18日、宮崎県延岡市内の郵便局から同市内に住所を有する者に対し、郵便料金200円を支払って文書を郵送した。控訴人は、80円の料金で足りるヤマト運輸株式会社のメール便で送付したかったが、郵便法4条1項によりできなかった。」

- カ 原判決5頁21行目「ならないとして」の次に「不当な新規参入障壁を維持して」を加える。
- キ 原判決6頁5行目「敬老の日」を「「敬老の日」と名付けた日」と改め、同行目「していることは、」の次に「国民に儒教の価値観を刷り込むものであり、また、出生年による差別であって、」を加える。

(2) 当審における控訴人の主張

ア 原審は、法律に従って判決裁判所を構成しなかった。

(ア) 判決裁判所は独立裁判官によって構成されなければならない。

(イ) しかるに、原審の担当裁判官は、憲法と法律以外の圧力に従って、およそ3年ごとの定期的な強制移住を伴う転所等を繰り返した経歴を有しており、裁判官としての良心の独立を侵されている。

イ 控訴人が開示手数料の免除申請書を提出してした本件開示請求は、情報公開法16条3項の「その他特別の理由がある」時に該当し、開示請求に係る手数料は免除されなければならない。したがって、本件開示請求に開示手数料不納付の形式的不備はないから、本件開示請求に対する不開示決定は違法である。

第3 当裁判所の判断

1 原審の判決手続違反について

控訴人は、原審は法律に従って判決裁判所を構成しなかったと主張するが、その理由とするところは、原審が、裁判所法及び民事訴訟法に従って構成されていないことを指摘するものではないから失当である。

2 本案について

当裁判所も、控訴人の各請求はいずれも理由がないと判断する。

その理由は、後記のほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 争点に対する判断」の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決7頁9行目かっこ書を削る。

(2) 原判決7頁14行目「求めた」の次に「(前記第2, 2, (1))」を加える。

(3) 原判決7頁20行目「返信した」、24行目「回答した」、同8頁2行目「求めた」9行目「回答した」及び17行目「回答した」の後にいずれも「(甲1)」を加える。

(4) 原判決8頁18行目「電子」から20行目「主張をした」までを「画像であるかどうかは問題ではない、やる気があるかどうかの問題である、必要性

の前には不可能なことは何もないはずである，IT基本法20条，1条，3条，5条，6条，11条，16条に反する違法不作為と考えられるなどという電子メールを送信した（甲1）」と改める。

- (5) 原判決8頁22行目「総務省」から24行目「趣旨の」までを「全法令中，「別記」として閲覧不可能な情報（様式等），全法令中の「様式」とその関連法文の全文及び行政文書ファイル管理簿の開示を求める」と，25行目「甲10」を「前記第2，2，(3)，甲9」とそれぞれ改める。
- (6) 原判決8頁26行目「改正内容を反映させた文書を所管部署で」を「控訴人の開示請求対象文書の名称等は①法令データ提供システムで参照可能な総務省の所管法令中，「別記」などとして閲覧不可能な情報（様式等）及び法令データ提供システムに掲載されている当該法令の全文並びに②総務省の行政文書ファイル管理簿と整理されたとした上，①については，法令の改正部分を条文に反映させる形式で表示させた文書を所管部局においても」と改め，同9頁5行目「求めた」の次に「（甲1）」を加え，6行目全部を「控訴人は，9月7日，広報課に対し，上記②の文書開示請求を撤回し，開示請求対象文書を，法令データ提供システムで参照可能な全法令中，「別記」などとして閲覧不可能な情報（様式等）及びこの情報を含む当該法令の全文とする旨などを記載した電子メールを送信した（甲1）。」と改める。
- (7) 原判決9頁12行目「説明した」の次に「（甲1）」を加える。
- (8) 原判決9頁14行目「合わせた」を「合わせるとともに，請求する行政文書の名称等を上記ケの電子メール記載と同一とする行政文書開示請求書及びこれについての開示手数料の免除申請書（いずれも9月4日付け）のデータを補正文書として添付した（甲1，10）。」と改める。
- (9) 原判決9頁15行目「情報公開法」の次に「2条2項」，19行目「通知した」の次に「（前記第2，2，(4)，甲1）」をそれぞれ加える。
- (10) 原判決9頁23行目「問い合わせた」の次に「（前記第2，2，(5)）」を

加える。

- (11) 原判決9頁24行目「2日」の次に「, 控訴人に対し」を加え, 同10頁1行目「甲11」を「前記第2, 2, (6)」と改める。
- (12) 原判決10頁2行目「3日」を「25日」と, 7行目「3日以内」を「一定期間内」とそれぞれ改め, 9行目「原告が」の前に「控訴人に対する関係で, 」を加え, 同行目「3日以内」を「3日又は他の一定期間内」と, 10行目「3日以内に」を「25日以上」と, 13行目「反しない」を「反せず, 国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けない。また, 仮に, 被控訴人の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても, 総務省職員の上記不作為をもって被控訴人の控訴人に対する違法行為があるとはいえない」とそれぞれ改める。
- (13) 原判決10頁22行目及び11頁8行目の各「認められない」をいずれも「認められず, 国家賠償法1条1項の適用上違法と評価されることはなく, 被控訴人の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても, 被控訴人の控訴人に対する違法行為があるとはいえない」と改める。
- (14) 原判決11頁10行目全部及び11行目「また, 」を削り, 11行目「及び」から同行目「制度」までを「16条3項に基づき制定された同法施行令14条は, 開示実施手数料の減免について定めるが, 同条には開示請求手数料の減免についての定めはなく, 他に, 開示請求手数料の減免を定めた政令は存在せず, 同法には, 開示請求手数料の納付がない場合でも行政機関の長の裁量により開示できることを認める趣旨の規定は存在しない」と改め, 16行目「, 総務省職員」から17行目「僅少であること」までを削り, 20行目「反しない」を「反せず, 国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けることはなく, 被控訴人の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても, 被控訴人の控訴人に対する違法行為があるとはいえない」と改める。

- (15) 原判決12頁4行目末尾の後に「控訴人が国家賠償法1条1項に基づく請求において誰を加害公務員と主張するのか不明であるが、いずれにしても被控訴人の公務員に控訴人に対する義務違反があるとは認められないし、被控訴人の行為につき民法709条が適用される余地があるとしても、被控訴人の控訴人に対する違法行為があるとはいえない。」を加える。
- (16) 原判決12頁7行目及び8行目を「甲13ないし16号証によっても、被控訴人が控訴人主張の目的をもって控訴人主張の各行為（不作為を含む。）をしたものと認めることはできず、他にこれを認めるべき証拠はない。この点でも、上記各行為につき、被控訴人の公務員の控訴人に対する義務違反及び被控訴人の控訴人に対する違法行為はない。」と改める。
- (17) 原判決13頁2行目ないし5行目を「控訴人が問題とする信書の送達事業の参入制限は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく制度であり、事業者としての被控訴人が私的独占をし又は不公正な取引方法を用いるものではないから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規制対象となるものではない。」と、17行目「よって、争点2に関する」を「控訴人の主張は、国会が憲法に違反する郵便法4条1項本文、民間事業者による信書の送達に関する法律9条を制定したこと又はこれを改正しないこと、及び総務大臣が憲法に違反する民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則9条を制定したこと又はこれを改正しないことが国家賠償法1条1項の適用上違法であり、または、これらが被控訴人の不法行為であるというにあると善解できるが、上記説示のとおりであるから」とそれぞれ改める。
- (18) 原判決13頁18行目「「敬老の日」の次に「と名付けた日」を加え、21行目「敬老の日が」を「多年にわたり社会に尽くしてきた年寄りの方々に感謝するとともに、老後の精神的安定を願い敬老の日を国民の祝日とすることにしたと説明し、さらに、」と改め、同14頁2行目「いた日を」の次に

「上記の趣旨目的から」を加え、14行目「したがって、争点3に関する」を「控訴人の主張は、国会が敬老の日と名付けた日を国民の祝日とする法律を制定したこと又はこれを改正しないことが国家賠償法1条1項の適用上違法であり、または、これらが被控訴人の不法行為であるというにあると善解できるが、上記説示のとおりであるから」と改める。

(19) そのほか、控訴人は、原審の認定・判断を縷々論難するが、上記の判断は左右されない。

第4 結論

よって、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 佐 藤 明

裁判官 三 井 教 匡

裁判官 下 馬 場 直 志

これは正本である。

平成27年1月30日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 山崎 迪



これは正本である。

平成27年1月30日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 山崎 迪



事件番号

平成26年(ネ)第221号

返 還 書

予納者 控訴人 岩崎 信 殿

平成27年1月30日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判所書記官 山崎 迪 子



予納を受けた郵便切手について、使用残額2,582円分を返還します。